

いしおか

9・1

No. 46



泉町の山車

石岡市泉町

今年の年番町は泉町です。山車人形は鐘しよんね置おきまで、今年化粧直しをしました。泉町の山車は年番町として、山車巡行の先頭を飾りますのでぜひご覧ください。

提供：石岡まちづくりアカデミーⅢ

主な内容

- | | | | |
|-----------------------------|----|----------------------------|-----|
| ● 石岡市の家計簿 | P2 | ● 平成19年度後期
公民館講座のご案内 | P22 |
| ● 石岡駅東地区の住所変更に伴う
手続きのお願い | P5 | ● 石岡市旭台館
健やか、奏でる、温もり講座 | P24 |
| ● 下水道や農業集落排水に接続しましょう | P9 | ● 石岡市乗合いタクシーの
よくある質問Q&A | P19 |

石岡市の家計簿

財政事情書は市の家計簿です。年 2 回、皆さんにお知らせしています。今回は、平成 19 年度の 6 月 30 日現在までの財政状況と平成 18 年度の決算（見込み）をお知らせします。



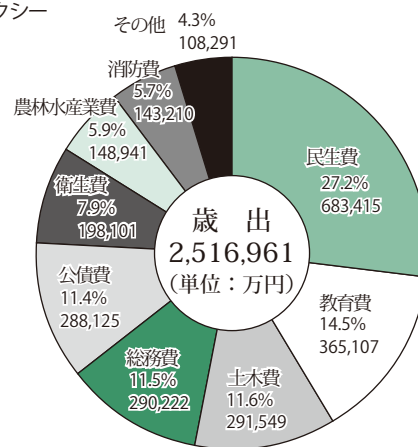
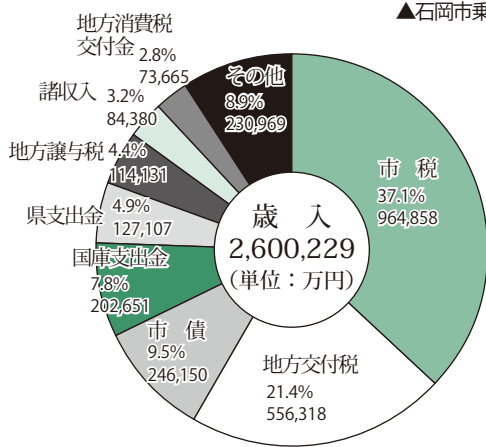
▲石岡市乗合いタクシー

■ 平成 18 年度一般会計決算（見込み）状況

一般会計の当初予算額（平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日までの予算額）は、266 億 3,500 万円でしたが、補正予算額 1 億 3,106 万 1 千円を加えて、予算総額は 267 億 6,606 万 1 千円となり、当初予算と比較して 0.5% の増となりました。歳入合計 260 億 229 万 2 千円から歳出合計 251 億 6,961 万円を差し引

いた額 8 億 3,268 万 2 千円は、平成 19 年度へ繰越しとなります。

主な事業は、石岡市乗合いタクシー運行補助事業・給食センター改築事業・臨時地方道整備事業・消防ポンプ自動車購入事業などです。



■ 平成 18 年度特別会計決算（見込み）

(単位：万円)

会計名	予算総額	収入済額 (予算に対する収入割合%)	支出済額 (予算に対する支出割合%)	歳入歳出差引額 (翌年度に繰越し)
授産所	2,981	2,842 (95.3)	2,761 (92.6)	81
国民健康保険	846,178	830,102 (98.1)	806,760 (95.3)	23,342
簡易水道事業	2,512	2,193 (87.3)	2,075 (82.6)	118
下水道事業	367,700	299,603 (81.5)	292,540 (79.6)	7,063
駐車場	1,860	1,985 (106.7)	1,760 (94.6)	225
老人保健	665,620	655,644 (98.5)	651,343 (97.9)	4,301
石岡駅東土地区画整理事業	13,923	13,908 (99.9)	13,830 (99.3)	78
農業集落排水事業	103,896	87,863 (84.6)	86,166 (82.9)	1,697
公共用地先行取得事業	20,778	20,775 (100.0)	20,775 (100.0)	0
霊園事業	3,671	3,688 (100.5)	3,609 (98.3)	79
介護保険	452,534	434,589 (96.0)	433,819 (95.9)	770
介護サービス事業	23,955	23,497 (98.1)	23,497 (98.1)	0

(単位：万円)

会計名		予算総額	決算見込額 (予算に対する割合%)
水道事業	収益的収入及び支出	収入	60,027 / 60,077 (100.1)
		支出	60,027 / 59,177 (98.6)
	資本的収入及び支出	収入	90 / 201 (223.3)
		支出	35,321 / 29,988 (84.9)

■ 特別会計とは

国民健康保険事業や下水道事業などのように、保険料や使用料などの収入で運営する事業について、その事業にかかるお金の流れをわかりやすくするために、一般会計とは別に設けられた会計区分のことで

※それぞれの額には、前年度から繰越された繰越明許費繰越額を含みます。

平成 19 年度予算執行状況

(単位：万円)

会計名	予算総額	4～6月収入済額 (予算に対する収入割合%)	4～6月支出済額 (予算に対する支出割合%)	4～6月支出負担行為額 (予算に対する支出負担行為割合%)
一般会計	2,552,147	790,981 (31.0)	400,304 (15.7)	686,403 (26.9)
授産所	2,902	579 (20.0)	549 (18.9)	645 (22.2)
国民健康保険	889,174	141,234 (15.9)	146,207 (16.4)	239,819 (27.0)
簡易水道事業	2,157	327 (15.2)	463 (21.5)	712 (33.0)
下水道事業	378,701	18,206 (4.8)	12,368 (3.3)	108,548 (28.7)
駐車場	1,606	668 (41.6)	115 (7.2)	295 (18.4)
老人保健	661,743	132,724 (20.1)	111,093 (16.8)	111,261 (16.8)
石岡駅東土地区画整理事業	6,475	78 (1.2)	797 (12.3)	1,972 (30.5)
農業集落排水事業	117,142	2,328 (2.0)	2,743 (2.3)	11,342 (9.7)
公共用地先行取得事業	20,267	0 (0.0)	10,197 (50.3)	10,197 (50.3)
霊園事業	3,699	491 (13.3)	55 (1.5)	498 (13.5)
介護保険	430,322	63,932 (14.9)	73,630 (17.1)	76,489 (17.8)
介護サービス事業	21,428	1,856 (8.7)	4,946 (23.1)	19,531 (91.1)

(単位：万円)

会計名		予算総額	4～6月収入済額又は支出済額 (予算に対する割合%)
水道事業	収益的収入及び支出	収入	59,893
		支出	60,378
	資本的収入及び支出	収入	360
		支出	34,673

※それぞれの額には、前年度から繰越された繰越明許費繰越額を含みます。

財産 (6月30日現在、 市が所有している財産)

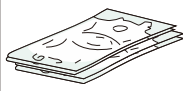



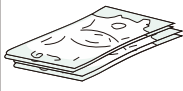
土地	2,007,287.86 m ²
建物	279,662.21 m ²
基金	614,817 万円
有価証券出資金	24,194 万円

市債 (6月30日現在、市が借りているお金)

(単位：万円)

会計名	金額
一般会計	2,750,770
下水道事業	2,031,962
農業集落排水事業	267,104
公共用地先行取得事業	19,610
石岡駅東土地区画整理事業	21,250
霊園事業	9,566
水道事業	341,018
合計	5,441,280

市民1人あたりの市債残高・財産

市債  659,893 円 (656,379 円)	土地  24.34 m ² (24.17 m ²)
基金  74,562 円 (74,953 円)	建物  3.39 m ² (3.33 m ²)
有価証券・出資金  2,934 円 (3,372 円)	※ () 内の数字は前年度のものです。

※この表は、各項目の合計値を、石岡市の人口 (82,457 人、H19.6.30 現在) で割り、市民1人あたりとして記載しています。

◆市債とは……家計に例えると住宅ローンなどの長期借入金と同じことをいいます。道路・福祉施設・大規模な公共施設等を建設・整備するには、一時的に多額の費用が必要となるため、市債を借り入れることにより、財源を確保しています。

◆財産とは……家計に例えると貯金や持ち家のことをいいます。基金は将来を見据えて、積立金を蓄えておき、必要に応じて取り崩して利用しています。市の所有している土地・建物は、市役所庁舎・小中学校・公民館などです。

◆都市計画税の使われ方……都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業、または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業の費用に充てるため、都市計画区域内の土地や家屋の所有者に対して課税される目的税です。石岡市の平成 18 年度都市計画税の収入見込額は 5 億 4,462 万円です。財源を充てた主な事業は、都市計画事業を推進するための経費、下水道事業特別会計・駅東土地区画整理事業特別会計への繰出金、街路整備事業、公園事業などです。



石岡市のお財布は



予算書や決算書の内容は、金額も大きく、専門用語が多いため、分かりにくいものです。そこで、給料・パートでの収入が

500万円の家計にあてはめ、市の財布をイメージしてみます。



(一般会計：H18年度決算見込みベース)

収 入	
給料・パート収入（市税など）	500万円
親からの援助（地方交付税・譲与税・国庫支出金など）	473万円
不動産収入（財産収入）	1万円
預金の取り崩し（基金繰入金）	6万円
ローンなど銀行からの借入れ（市債）	102万円
合 計	1.082万
貯金とローンの残高	
貯金（基金の積立残高）	251万円
ローン（市債の残高）	1.145万

支 出	
食費（人件費）	256万円
医療費・保険料（扶助費） ^{※1}	144万円
生活費（物件費） ^{※2}	139万円
車や不動産の購入・維持費（普通建設事業費など） ^{※3}	135万円
ローンの返済（公債費） ^{※4}	121万円
自治会などへの会費（補助費など）	113万円
貯金（積立金）	1万円
子どもへの仕送り（繰出金）	138万円
合 計	1.047万

※収入と支出の差額 35万円は、翌年の収入に送ります（繰越金）。

●収入のうち、約4割は親からの援助による。



親からの援助に頼る割合が大きいため、援助が少なくなると、生活が苦しくなります。（地方交付税や国庫支出金が少なくなると、行政運営が厳しくなります）

●ローンの返済と借入を比べると、返済額の方が多い。



少額（19万円）ですが、返済額が多いので、借金を抑制しています。

●支出のうち、1割強を子どもに仕送りしている。



生計を別にしている子どもへの仕送りが、非常に多くなっていて、家計を圧迫しています。（繰出金とは、一般会計から特別会計への支出をいいます）

※1 扶助費……高齢者・児童・生活困窮者などを支援するための経費です。

※2 物件費……物品の購入や特定の事業の委託など、消費的な経費です。

※3 普通建設事業費……道路・排水路・学校などを新設、増設するための投資的な経費です。

※4 公債費……市債の元金・利子や一時借入金の利子の支払いなどの経費です。

石岡駅東地区の住所変更に伴う手続きのお願い

——— 該当世帯には9月中に証明書を送付！ ———

石岡駅東土地区画整理事業周辺地区の住所が10月1日から変わります。該当する世帯には、9月中に市から町界町名変更証明書等を送付します。

住所変更に伴い諸手続きが発生いたしますので主なものをお知らせいたします。

なお、戸籍簿・住民基本台帳・外国人登録原票・選

挙人名簿等の市役所に備えてある公簿類は、市役所で直します。土地・建物等の登記物件（表題部）についても法務局で変更されますので、関係する方は届出の必要はありません。

対象地区の皆様方には何かとお手数をおかけいたしますが、忘れずに手続きをお願いします。

種別	提出期限 手続き先	必要書類
自動車運転免許証の住所の変更届	実施日以降すみやかに、石岡警察署及び県内全警察署または運転免許センターへ	・運転免許証 ・町界町名変更証明書（総務課窓口）
自動車運転免許証の本籍の変更届		・運転免許証 ・名称及び地番変更通知（原本）
自動車・2輪車の所有者	実施日から15日以内に、関東運輸局茨城運輸支局または土浦自動車検査登録事務所へ	・車検証・申請書 ・町界町名変更証明書 ・印鑑 ・自賠責保険証 ・法人登記簿抄本（法人所有の車） ※場合によっては車庫証明書が必要です。
軽自動車の所有者（3輪・4輪車）	実施日から15日以内に、軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所へ	・車検証・申請書 ・町界町名変更証明書 ・印鑑
厚生年金・国民年金受給者証の住所変更	実施日以降すみやかに、土浦社会保険事務所へ	・受給権者住所変更届を郵送（保険年金課または土浦社会保険事務所にあります） ・印鑑
外国人登録	実施日以降すみやかに、市役所 市民課へ	・外国人登録証明書
児童扶養手当証書	実施日以降すみやかに、市役所 こども福祉課へ	・証書 ・印鑑
特別児童扶養手当証書	実施日以降すみやかに、市役所 社会福祉課へ	・証書 ・印鑑
身体障害者手帳、療育手帳		・手帳 ・印鑑
国民健康保険被保険者証 ※他に、特定疾病受療証、限度額適用認定証、高齢受給者証など	実施日以降すみやかに、市役所 保険年金課へ	・世帯全員の証書 ・印鑑 ※他に、各認定証、受療証、受給者証をお持ちの方は一緒に持参ください。

種別	提出期限 手続き先	必要書類
老人保健法医療受給者証 ※他に、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証など	実施日以降すみやかに、市役所 保険年金課へ	・老人保健法医療受給者証 ・印鑑 ※他に、各認定証、受療証、受給者証をお持ちの方は一緒に持参ください。
④医療福祉費受給者証		・受給者証 ・印鑑
介護保険被保険者証 ※他に、介護保険負担限度額認定証など	実施日以降すみやかに、市役所 介護保険室へ	・介護保険被保険者証 ※他に、介護保険負担限度額認定証などをお持ちの方は一緒に持参ください。

※主なものだけの記載のため、他に住所変更手続きが必要なものは、関係窓口・機関等に問い合わせください。

◎問い合わせ先

- 石岡市役所 石岡市石岡 3165-2
☎ 23-1111 総務課（内255）・市民課（内123）
・こども福祉課（内159）・社会福祉課（内152）
・保険年金課（内135・145）・介護保険室（内154）
- 運転免許センター 東茨城郡茨城町長岡 3783-3
☎ 029-293-8811
- 石岡警察署 石岡市東石岡 1-7-2
☎ 28-0110
- 関東運輸局 茨城運輸支局 水戸市住吉町 353
☎ 029-247-5249
- 土浦自動車検査登録事務所 土浦市卸町 2-1-3
☎ 050-5540-2018
- 軽自動車検査協会 茨城事務所 土浦支所 土浦市卸町 2-2-8
☎ 029-843-3535
- 土浦社会保険事務所 土浦市下高津 2-7-29
☎ 029-824-7121

老後の安心を

地域で支えます！

★地域包括支援センターとは？

地域包括支援センターは、介護保険法の改正によって平成18年4月からスタートしました。

石岡市の65歳以上の高齢者は、1万8640人、そのうち要介護認定において要支援1の方が119人、要支援2の方が277人います。(平成19年7月末現在)

センターは、高齢者が住みながら地域で、安心して生活を続けていくための手助けを行う総合機関です。

高齢者の日常生活に関わることや介護予防、介護サービスの利用、高齢者の虐待防止、認知症の方の権利擁護など「よろず相談所」的な役割を果たします。

また、どのようなサービスの利用



用いたら良いかが分からない方の相談に応じ、その要望にあったサービスを受けられるように対応する、総合窓口としての役割も果たします。

●主な業務内容●

●介護予防ケアマネジメント業務
適切な介護予防のために

要支援1、2と認定された方や、介護や支援が必要になりそうな方を対象に、介護が必要な状態になることを予防する「介護予防サービス」の利用計画(ケアプラン)の作成を行い、サービスを実施します。実施後に効果の評価を行い、効果がない場合は、計画の見直しをします。自分でできることは、自分で行うことで心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を目指す手助けをします。

●総合相談支援業務
さまざまな問題を解決するために

高齢者やその家族がどのような支援が必要かを幅広く把握し、相談を受け、介護保険サービスにとどまらず、適切なサービス機関または制度の利用につなげていく手助けをします。



●権利擁護業務
高齢者の権利擁護のために

高齢者が地域生活に困難を抱えた状況で生活している場合、例えば、高齢者虐待や悪質な訪問販売などの消費者被害、認知症等による金銭管理に不安がある場合に、社会福祉協議会が行う「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度」などを活用し、

高齢者の権利を擁護したり、安全を守るお手伝いをします。

●包括的・継続的なケアマネジメント業務
いつでも必要なサービスが提供されるために

高齢者の介護にかかわる介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等や、在宅と施設など地域におけるさまざまな関係機関の連携や協働等、個々の高齢者の状況や変化に合わせた包括的かつ継続的な支援をします。

★在宅介護支援センター(協力機関)を紹介します！

地域のなかで、援護が必要な高齢者や、援護が必要となりそうな高齢者とその家族を対象に、実態を把握したり、介護予防の推進をしたり、総合的な相

■問い合わせ

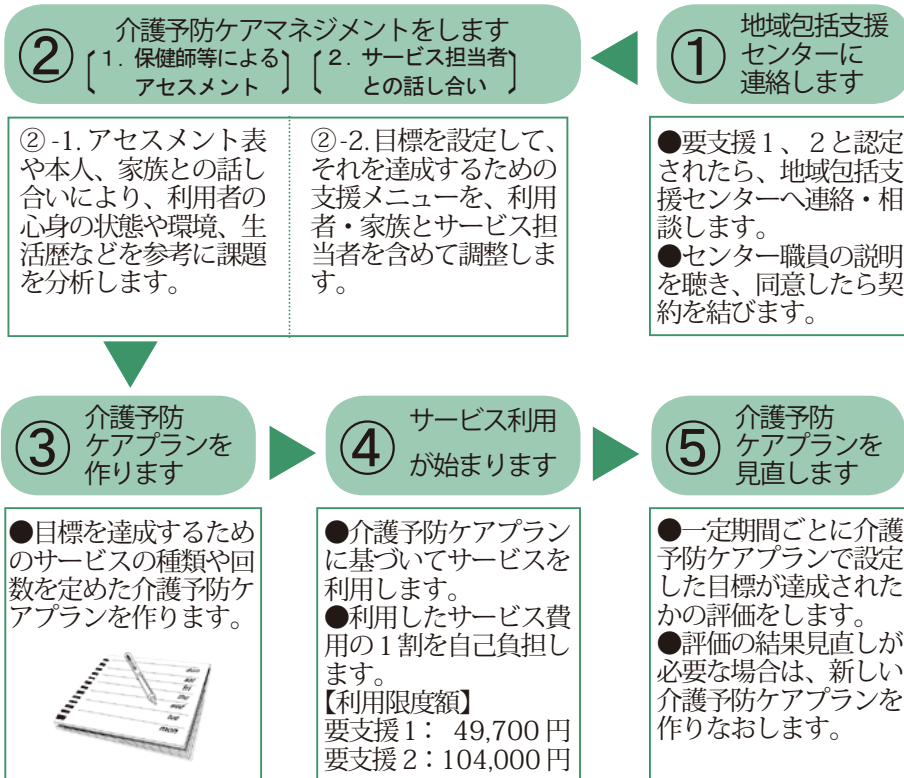
石岡市地域包括支援センター
杉並2-1-1 (石岡保健センター内)
☎35・1127 FAX35・1132

談の窓口として、市が委託しているのが在宅介護支援センターです。
現在、市が委託している6か所の在宅介護支援センターを紹介いたします！

- 石岡市在宅介護支援センター やさと
小倉442-1
☎43・0811
- 石岡市在宅介護支援センター センチュリー石岡
三村6286-1
☎27・0001
- 石岡市在宅介護支援センター 八郷プロバンス
瓦谷766
☎44・3221
- 石岡市在宅介護支援センター ねあたり
根当11008-13
☎27・6003
- 石岡市在宅介護支援センター 石岡市医師会
大砂10528-14
☎24・5706
- 石岡市在宅介護支援センター あいあい
東石岡4-1-38
☎28・3232

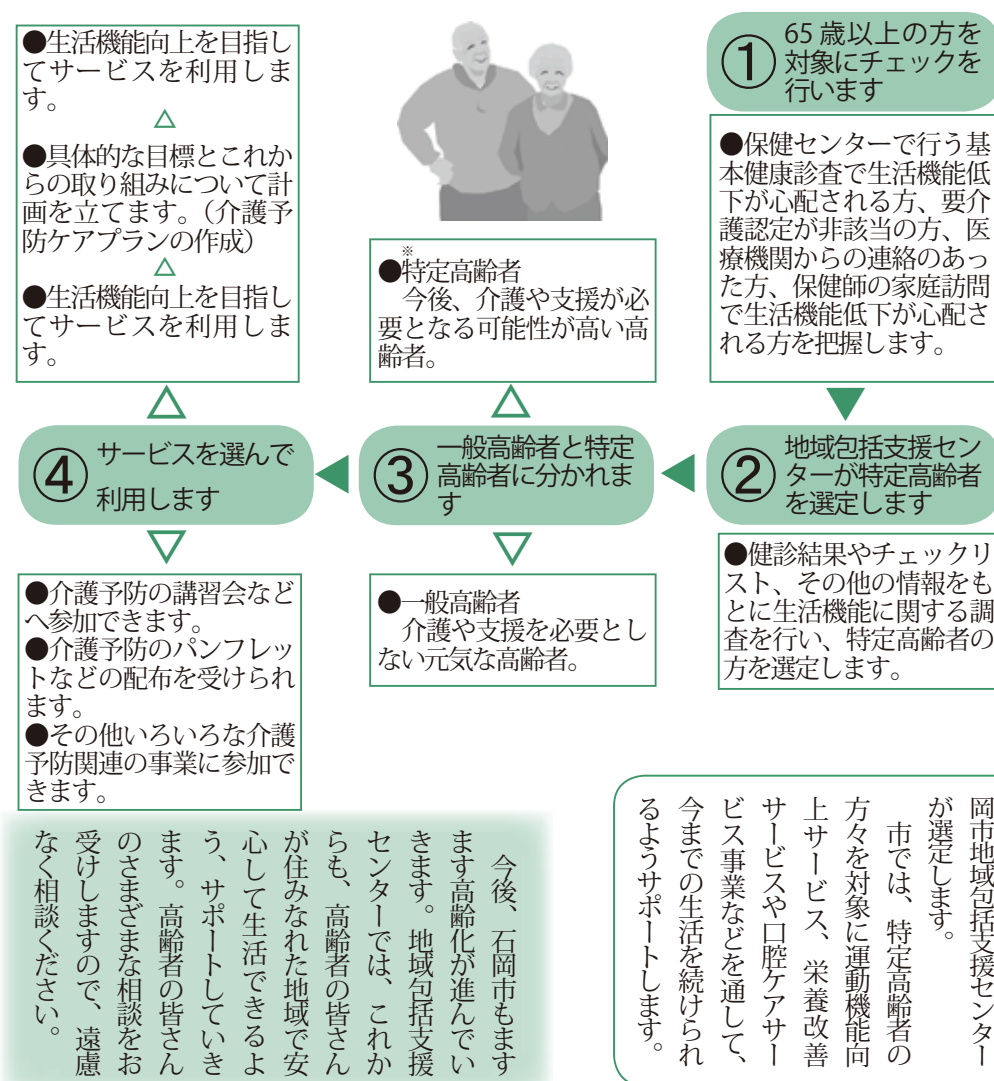
◆ 新予防給付（要支援1、2の方へのサービス）利用の流れ ◆

介護保険の要介護認定で要支援1、2と認定された方（新予防給付の対象者）は、介護予防サービスを利用するための介護予防ケアプランを作成します。このプランの作成は、地域包括支援センターが中心となって、利用者、家族とサービス担当者が話し合いをして決定します。利用者は、目的に応じた介護予防サービスを利用して、サービスにかかった費用の1割を自己負担します。



◆ 高齢者の方へ…地域支援事業 ◆

地域支援事業は、認定審査で「非該当（自立）」と判定された方や、地域のすべての高齢者を対象に、これからも元気であるためのさまざまなサービスを提供する事業です。地域支援事業の介護予防サービスには、対象者ごとに一般高齢者向けのサービスと特定高齢者向けのサービスがあります。





ねんりんピック茨城 2007

関連イベント観覧者募集



ねんりんピック茨城 2007 では、スポーツ・文化交流大会の他に、県内 4 会場
で次の関連イベントを開催します。県実行委員会では、観覧者の募集をしています
ので、皆さまお誘い合わせのうえ、応募ください。

イベント内容 () 内は募集人数です

■ 笠松運動公園

11月10日(土)	10:05～	総合開会式 (1,000名)
-----------	--------	----------------

■ 結城市民文化センター「アクロス」

11月11日(日)	12:30～	音楽文化祭 (1,200名) ゲスト：イルカ
	13:00～	ファッションショー (300名)

■ つくば国際会議場

11月10日(土)	12:55～	NACK5 公開生放送 (600名) 「HITS! THE TOWN」美勇伝 (石川梨華・三好絵梨香・岡田唯)
11月11日(日)	11:30～	「柳生真吾」講演会 (300名)
	13:30～	「グッチ裕三」ライブ (1,200名)
11月12日(月)	16:00～	「三村奈々恵」マリンパコン サート (1,200名)
	13:00～	「平野レミ」トークショー (1,200名)
	17:00～	「長谷川きよし」トーク&ラ イブ (1,200名)

■ つくば国際会議場

11月13日(火) 県民の日	11:30～	「服部幸應」の食育・健康ト ーク (1,200名)
	13:00～	「金田一秀穂」の世界一受け たい授業 (300名)
	13:30～	「大田仁史&遙洋子」のいき いき健康トーク (1,200名)

■ 県民文化センター

11月13日(火) 県民の日	10:00～	シンポジウム (700名) テーマ「いつまでも若さを保 つ秘訣!～あなたは脳を鍛え ていますか?～」 基調講演：茂木健一郎 パネルディスカッション パネリスト：茂木健一郎・木 の実ナナ・コシノヒロコ・宗 像恒次 コーディネーター：宮川泰夫
		13:30～

■ 応募方法(◎は総合開会式の応募のみ記入してください)

官製往復ハガキに、応募者本人の郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号、イベント名、◎希望するシャトルバス乗り場、同伴者がいる場合は、同伴者の氏名、年齢、◎応募者との関係を併せ記入のうえ、応募先まで送付してください。車椅子等をご利用の方は、その人数も記入ください。

また、手話通訳、託児所の利用(つくば会場のみ)を希望する方は、その旨を記入してください。

※① すべてのイベント(ステージ)に応募できますが、一つのイベント(ステージ)につき、1人1通のみの応募になります。

※② 1回の応募ハガキで、2名(総合開会式のみ4名)まで、応募できます。

※③ 座席を必要としない幼児は、応募人数に数えません。

※④ 入場整理券は、10月上旬に返信用ハガキに印刷して郵送します。応募者多数の場合は抽選となりますが、当選しなかった方にも郵送します。

※⑤ 総合開会式会場には、自動車の乗り入れができません。希望するシャトルバス乗り場を次の三つの中から選んで、番号を記入してください。

(1) 水戸駅 (2) 東海駅 (3) 常陸那珂港臨時駐車場

なお、常陸那珂港臨時駐車場には限りがありますので、なるべく水戸・東海駅からのシャトルバス(無料)を利用ください。

■ 応募締切 9月20日(木) 必着

■ 応募先・問い合わせ

ねんりんピック茨城 2007 実行委員会事務局
「○○○○(観覧希望のイベント名を記入)」係
〒310-8555 水戸市笠原町 978-6

☎029-301-3303

※11月11日の音楽文化祭の応募先はこちらになります。

茨城わくわくセンター「音楽文化祭」入場者募集係
〒310-8586 水戸市千波町 1918

☎029-243-8989